

# 笠松町公共施設巡回町民バス時刻表

【平日・土曜日】	【日曜日・祝日】
1	2
3	4
5	6
7	8
9	10
11	12
13	14
15	16
17	18
19	20
21	22
23	24
25	26
27	28
29	30
31	32
33	34
35	36
37	38
下	門
間	着
09分	1
米	野
高	瀬
着	10分

町民バスの時刻表は随時更新しています。  
最新の時刻表は、  
笠松町ホームページをご覧ください。

乗車料金：運行協力募金（100円を目安）をお願いしています。 運休日：12月29日～翌年1月3日

## 行財政改革で 四月一日から変わります

### 保育所の保育時間や 保育料など

**福祉健康課**  
四月一日から保育時間や保育料などが次のように改正されます。

**保育時間**  
第一保育所だけで実施していましたが、午後七時までの延長保育を松枝保育所・下羽栗保育所・笠松保育園でも実施します。  
なお、午後六時以降の利用については、月額2,000円の利用料を徴収します。

**保育料**  
所得による階層を従来の五階層から七階層に改正し、国の基準の八〇パーセントまで段階的に引き上げます。

**一時保育料**  
利用される児童の保育料の日割りにより徴収していましたが、年齢区分に従い三歳以上児が月額1,400円、三歳未満児が月額2,000円の定額に改正されます。

**保育所通所（園）バス**  
現在、無料で運行していますが、往復利用の場合は月額3,000円、片道利用の場合は月額1,500円の有料となります。

### 乳幼児、児童、生徒 医療費助成制度

**福祉健康課**  
四月一日より、乳幼児、児童、生徒医療費助成制度が次のように改正されます。

**【対象年齢】**  
入院 十五歳になる年度末まで  
外来 十歳になる年度末まで

**【助成方法】**  
十歳（小学四年生）になる年度末まで  
県内 受給者証により窓口無料  
県外 医療機関で医療費を支払ったあと、福祉医療費支給申請書を役場へ提出  
十一歳（小学五年生）～十五歳（中学三年生）になる年度末まで  
入院 県内・県外いずれで受診の場合も、医療機関で医

療費を支払ったあと、福祉医療費支給申請書を役場へ提出

**【受給者証の交付】**  
四月一日現在三歳～十歳（小学四年生）のかた  
今月下旬に新しい受給者証（水色）を送付します。  
四月一日現在三歳未満のかたについては、三歳誕生日の月末に新しい受給者証（水色）を送付します。

**【受給者証の返却】**  
現在、桃色の受給者証をお使いのかたは、四月一日以降使用できなくなりますので、四月十五日までに次の場所へ返却してください。  
**返却場所** 役場、福祉健康センター、松枝支所、総合会館、各保育所、各小中学校

### 証紙の使用が廃止

**総務課**  
四月一日から公共施設の利用料や諸証明の手数料は、現金での納付となります。  
なお、既に購入された証紙は、六月三十日まで使用出来ます。

### 自転車駐車場の 使用料

環境経済課

笠松町自転車駐車場の使用料金が四月一日から改正されます。また、料金改正に併せて六ヶ月の使用申込み並びに二ヶ月以上の使用については、料金割引制度を新設します。  
改正後の料金は、次のとおりです。

使用者の区分	使用料	
	町内に住所があるかた 町内の事業所にお勤めのかた	左記以外のかた
月ぎめ	1カ月	1,000円
	2カ月	1,900円
	3カ月	2,700円
	6カ月	5,400円
日ぎめ	100円	

## 公共施設巡回町民バス ～日曜・祝日の運行時刻が変わります～

町では、行財政改革に伴い、公共施設巡回町民バスの運行体系の在り方を、利用状況などから検討した結果、4月1日から、「日曜・祝日」については、運行本数を減らすことになりました。  
2時間に1本の運行となりますので、ご利用の際は、時刻表で確認のうえ、お間違のない様にしてください。  
皆様のご理解とご協力をお願いします。  
なお、時刻表は左ページに掲載のとおりです。

